

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国歴史民俗系博物館協議会と称する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、有形無形の文化資源の保存と活用に努める全国の歴史民俗系博物館の交流と連携により、歴史と文化が地域社会の基盤として不可欠であるという理念に基づいて、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 博物館活動相互の連絡及び情報等の交換
- (2) 職員の研修
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、加入を表明した博物館及び博物館関係団体とする。

(幹事館)

第5条 本会に幹事館を置く。幹事館は別表の地区ごとに1館以上を置く。

(幹事館の選任)

第6条 幹事館は総会において選出する。

(幹事館の任務)

第7条 幹事館は幹事館会を構成し、代表幹事館を選出する。代表幹事館は会務を総理する。

(幹事館の任期)

第8条 幹事館の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 会議

(総会・幹事館会)

第9条 本会の会議は、総会及び幹事館会とする。

(会議の招集)

第10条 総会は毎年開き、幹事館会が招集する。

2 幹事館会は必要に応じて代表幹事館が招集する。

(審議事項)

第11条 総会及び幹事館会は、第3条にかかげる主要な事項を審議する。

## 第5章 会計

(会費)

第12条 本会の維持に関わる経費は徴収しない。本会の活動にともなう個々の事業の経費は参加者が負担する。

## 第6章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務局は当分の間、一般財団法人歴史民俗博物館振興会の所在する国立歴史民俗博物館に置く。また会の運営のために、幹事館から複数の事務局館を設定することができる。

## 第7章 規約の変更

(規約の変更)

第14条 本規約の変更は、幹事館会の議を経て承認を得なければならない。

附則

この規約は、平成24年6月14日から施行する。

附則

この規約は、平成25年7月11日から施行する。

附則

この規約は、平成28年7月7日から施行する。